

中華人民共和国エネルギー法

(意見募集稿)

第一章 総則	6
第1条 [立法の目的]	6
第2条 [適用範囲]	6
第3条 [節約の優先]	6
第4条 [エネルギー安全供給の保障]	6
第5条 [エネルギーと生態環境の調和のとれた発展]	6
第6条 [市場の資源配置]	6
第7条 [普遍的サービス]	6
第8条 [エネルギー科学技術の革新]	6
第9条 [エネルギーの国際協力]	7
第10条 [エネルギーの統一管理]	7
第11条 [法的効力]	7
第二章 エネルギーの総合管理	7
第12条 [エネルギー管理システム]	7
第13条 [エネルギー管理部門]	7
第14条 [エネルギー業界団体]	7
第15条 [公衆のエネルギー政策決定への参画]	7
第16条 [エネルギー関連投資による財産権取得制度]	7
第17条 [エネルギーの輸出入管理]	8
第18条 [エネルギーの統計及び予測警報]	8
第19条 [エネルギーの基準化管理]	8
第三章 エネルギー戦略とエネルギー計画	8
第20条 [エネルギー戦略の位置づけと内容]	8
第21条 [エネルギー戦略の策定根拠]	8
第22条 [エネルギー戦略の作成・評価・改訂]	8
第23条 [国家エネルギー計画の意義・構成・種類]	8
第24条 [国家エネルギー計画の作成根拠]	9
第25条 [各種エネルギー計画の関連性]	9
第26条 [国家エネルギー計画の作成]	9
第27条 [国家エネルギー計画の評価と改訂]	9
第28条 [国家エネルギー計画の実施と監督]	9
第29条 [地方のエネルギー計画]	9
第四章 エネルギーの開発及び加工・転換	9
第30条 [基本原則]	9

第 31 条 [エネルギー資源の所有権]	10
第 32 条 [エネルギー鉱物資源開発プロジェクトへの参入]	10
第 33 条 [再生可能エネルギー資源開発プロジェクトへの参入]	10
第 34 条 [エネルギー資源の合理的な採掘]	11
第 35 条 [エネルギーの総合的かつ高効率な開発利用]	11
第 36 条 [クリーンエネルギーの開発]	11
第 37 条 [代替エネルギーの開発]	11
第 38 条 [民生用核エネルギーの開発利用及び工場用地の保護]	11
第 39 条 [エネルギー基地の建設]	11
第 40 条 [エネルギー加工転換プロジェクトへの参入]	11
第 41 条 [企業の安全・環境保護義務]	11
第 42 条 [生態環境の補償]	12
第 43 条 [核廃棄物の処理]	12
第五章 エネルギーの供給及びサービス	12
第 44 条 [エネルギー供給の原則]	12
第 45 条 [エネルギー供給の市場主体]	12
第 46 条 [エネルギー供給業務への参入]	12
第 47 条 [地域を跨ぐエネルギーインフラの建設]	12
第 48 条 [エネルギーパイプラインネットワークの開放]	12
第 49 条 [エネルギーインフラの保護]	13
第 50 条 [エネルギーの普遍的サービス]	13
第 51 条 [休業・廃業の審査承認]	13
第 52 条 [エネルギーユーザーの義務]	13
第 53 条 [エネルギー自然寡占の監督]	13
第六章 エネルギーの節約	13
第 54 条 [節約優先戦略の実施]	13
第 55 条 [産業構造を最適化することによる省エネ]	13
第 56 条 [産業構造を最適化することによる省エネ]	13
第 57 条 [技術による省エネ]	14
第 58 条 [管理による省エネ]	14
第 59 条 [重点分野の省エネ]	14
第 60 条 [政府の省エネ保障措置]	14
第 61 条 [省エネに関する市場メカニズム]	14
第七章 エネルギーの備蓄	14
第 62 条 [エネルギーの備蓄管理]	14
第 63 条 [エネルギー備蓄の分類及び管理弁法]	15
第 64 条 [エネルギー製品の備蓄]	15

第 65 条 [石油備蓄の建設及び管理]	15
第 66 条 [エネルギー資源の備蓄]	15
第 67 条 [国家エネルギー備蓄の動員]	15
第 68 条 [地方エネルギー製品の備蓄]	15
第八章 エネルギーの緊急事態	15
第 69 条 [緊急事態の範囲及び段階]	15
第 70 条 [緊急対策予備案]	15
第 71 条 [緊急事態の等級]	16
第 72 条 [緊急事態の認定]	16
第 73 条 [緊急処理の原則]	16
第 74 条 [緊急措置の授権条件及び拘束]	16
第 75 条 [緊急時保障の重点]	16
第 76 条 [緊急事態主体の責任及び義務]	16
第 77 条 [緊急事態の善後処理]	16
第九章 農村エネルギー	17
第 78 条 [農村エネルギーの発展原則]	17
第 79 条 [農村エネルギー計画の実施]	17
第 80 条 [優遇政策]	17
第 81 条 [農村エネルギーの保障]	17
第 82 条 [農村エネルギー消費構造の最適化]	17
第 83 条 [辺境農村電力の支援]	17
第 84 条 [農村バイオマスエネルギーの発展]	17
第 85 条 [農村の省エネルギー]	18
第 86 条 [農村エネルギー技術の普及とサービス]	18
第十章 エネルギー価格と財税	18
第 87 条 [価格形成メカニズム]	18
第 88 条 [市場調整価格]	18
第 89 条 [自然寡占及び重要エネルギーの価格]	18
第 90 条 [価格の奨励及び規制政策]	18
第 91 条 [エネルギー財税政策の基本原則]	18
第 92 条 [エネルギー支出予算]	18
第 93 条 [エネルギー発展専用資金]	18
第 94 条 [エネルギー分野への政府投資]	19
第 95 条 [省エネ政府調達]	19
第 96 条 [エネルギー税制の奨励]	19
第 97 条 [エネルギー税制による規制]	19
第 98 条 [エネルギー資源関連の税金・費用]	19

第 99 条 [エネルギー消費税]	19
第 100 条 [財税政策の適用]	19
第十一章 エネルギー科学技術	20
第 101 条 [エネルギー科学技術の発展方針]	20
第 102 条 [エネルギー科学技術への投入]	20
第 103 条 [エネルギー科学技術発展メカニズム]	20
第 104 条 [エネルギー科学技術の重点分野]	20
第 105 条 [エネルギー科学技術成果の応用推進]	20
第 106 条 [エネルギー科学技術の奨励]	20
第 107 条 [エネルギー教育及び人材育成]	20
第 108 条 [エネルギー科学技術の普及]	21
第十二章 エネルギーの国際協力	21
第 109 条 [国際協力の方針及び方法]	21
第 110 条 [海外におけるエネルギー協力]	21
第 111 条 [国内のエネルギー協力]	21
第 112 条 [エネルギー貿易の協力]	21
第 113 条 [エネルギー輸送の協力]	21
第 114 条 [エネルギー科学技術と教育面の協力]	22
第 115 条 [エネルギー安全の協力]	22
第十三章 監督検査	22
第 116 条 [人民代表大会の監督]	22
第 117 条 [行政監督]	22
第 118 条 [社会監督]	22
第 119 条 [文書・資料の入手]	22
第 120 条 [現場検査]	23
第 121 条 [強制措置]	23
第 122 条 [高エネルギー消費企業の情報の強制公開]	23
第 123 条 [重点エネルギー企業の監視管理]	23
第十四章 法律責任	23
第 124 条 [政府の責任：行政責任]	23
第 125 条 [政府職員の責任：刑事責任]	24
第 126 条 [政府の責任：国家の賠償及び補償責任]	24
第 127 条 [特殊エネルギー企業の責任：パイプライン開放義務の保障]	24
第 128 条 [特殊エネルギー企業の責任：普遍的サービス義務の履行]	24
第 129 条 [特殊エネルギー企業の責任：違法な再編またはM&Aに対する処罰]	24
第 130 条 [一般エネルギー企業の責任：報告義務]	24
第 131 条 [一般エネルギー企業の責任：法律執行手続に協力する義務]	24

第 132 条 [一般エネルギー企業の責任：実体義務]	25
第 133 条 [エネルギーユーザーの責任：重点エネルギー使用「単位」の責任]	25
第 134 条 [エネルギーユーザー責任：強制公開義務の履行]	25
第 135 条 [社会主体の責任：違法行為の処罰]	25
第 136 条 [民事責任]	26
第 137 条 [民事賠償の優先]	26
第 138 条 [行政救済]	26
第十五章 附則	26
第 139 条 [専門用語の法律解釈]	26
第 140 条 [法律の発効時期]	27

第一章 総則

第1条 [立法の目的]

エネルギーの開発利用及び管理行為を規範化し、安定的で経済的、クリーンかつ持続可能なエネルギー供給及びサービスシステムを構築し、エネルギー効率を向上させ、エネルギー安全供給を保障し、資源節約型及び環境友好型社会の建設を進め、エネルギーと経済社会の調和のとれた発展を促進するために本法を制定する。

第2条 [適用範囲]

中華人民共和国の領域及び管轄するその他海域内におけるエネルギーの開発利用及び管理活動に従事するに当たり本法を適用する。

本法にいうエネルギーとは、有用なエネルギーを直接または加工・転換によって取得することのできる各種資源をいい、それには石炭・原油・天然ガス・石炭層ガス・水力エネルギー・核エネルギー・風力エネルギー・太陽エネルギー・地熱エネルギー・バイオマスエネルギー等の一次エネルギーと電力・熱力・製品油等の二次エネルギー及びその他の新エネルギーと再生可能エネルギーが含まれる。

第3条 [節約の優先]

エネルギーの開発利用においては資源節約の基本国策を徹底させ、節約と開発を並行させ、節約を優先させるという基本方針を堅持しなければならない。

全社会的に厳格にエネルギーを節約し、エネルギー効率を高めなければならない。

第4条 [エネルギー安全供給の保障]

国はエネルギーの国内に立脚し、多元的に発展させるという方針を堅持し、エネルギー供給能力を強化し、エネルギーの安全供給を保障する。

第5条 [エネルギーと生態環境の調和のとれた発展]

国は積極的にエネルギー構造を最適化し、新エネルギーと再生可能エネルギーの発展を奨励し、クリーンかつ低炭素エネルギーの開発利用を支援し、代替エネルギーの使用を進め、エネルギーのクリーンな利用を促進し、気候変動に効果的に対応し、エネルギーの開発利用と生態環境保護の調和のとれた発展を促進する。

第6条 [市場の資源配置]

国は積極的にエネルギー市場を育成及び規範化し、市場のエネルギー分野の資源配置に関する基礎的機能を発揮し、各種所有制主体が法に依りエネルギー開発利用活動に従事することを奨励する。

第7条 [普遍的サービス]

国はエネルギーの普遍的サービスメカニズムを構築及び整備し、公民が基本的なエネルギー供給及びサービスが受けられるように保障する。

第8条 [エネルギー科学技術の革新]

国は科学技術の進歩によってエネルギーを発展させるという方針を堅持し、エネルギー科学技術の研究開発及び応用を強化し、エネルギー科学技術の自主革新を支援する。

第9条 [エネルギーの国際協力]

国は平等互惠、相互利益に根ざした協力、共同保障という方針を堅持し、エネルギーの国際協力を積極的に進める。

第10条 [エネルギーの統一管理]

国は「一元的管理、等級別の責任、責任と権利の一致」という原則に基づき、エネルギー管理を強化及び規範化する。

第11条 [法的効力]

本法はエネルギー分野の基本的な法律であり、エネルギー分野の個々の法律に対し指導及び調整的役割を果たす。

第二章 エネルギーの総合管理

第12条 [エネルギー管理システム]

国務院のエネルギー主管部門は全国のエネルギー業務を一元的に管理し、国務院のその他の関連部門はそれぞれ職責の範囲内でエネルギー管理業務を担当する。

県級以上の地方人民政府のエネルギー主管部門は、自行政区域内におけるエネルギー管理業務の責任を負い、同級人民政府のその他の関連部門はそれぞれ職責の範囲内でエネルギー管理業務を担当する。

第13条 [エネルギー管理部門]

国務院のエネルギー主管部門は法に依り国家エネルギー戦略を実施し、エネルギー計画とエネルギー政策を策定及び実施し、全国の各エネルギー産業の管理を行い、エネルギー分野の発展及び改革業務の統一的な計画に対し責任を負う。国務院エネルギー主管部門の具体的な職責については国務院が規定する。

県級以上の地方人民政府のエネルギー主管部門は、自行政区域内のエネルギーの開発利用及び省エネルギー活動に対し責任を負う。地方政府のエネルギー主管部門の設置及びその具体的な職責については地方人民政府が規定する。

第14条 [エネルギー業界団体]

エネルギーの管理においては、エネルギー業界団体等の社会的仲介組織の機能を発揮しなければならない。

エネルギー関連の業界団体は業界及び企業の発展上の要求を反映するものでなければならず、業界統計・業界基準・技術サービス・市場開発・情報コンサルティング等の面で企業にサービスを提供し、政府に対しては政策決定の際のコンサルティングを提供する。

第15条 [公衆のエネルギー政策決定への参画]

各級人民政府及び関連部門が公共の利益及び安全に関わる重大なエネルギー政策を決定する際は、関連の業界団体・企業・社会公衆の意見を聴取し、エネルギー政策決定時の民主性・科学性・透明度を強化しなければならない。

第16条 [エネルギー関連投資による財産権取得制度]

エネルギー分野においては多元的な投資による財産権取得制度を実施する。

国家安全及び国民経済の生命線であるエネルギー分野においては、国有資本マジョリティを主とする投資による財産権取得制度を実施する。具体的な方法は国務院のエネルギー主管部門が関連部門とともに制定する。

前項に規定されているエネルギー分野において、エネルギーの開発利用活動に従事する企業に対し再編または資産買収を行う場合は、国務院のエネルギー主管部門に届け出て審査を受けなければならない。

第17条 [エネルギーの輸出入管理]

国務院のエネルギー主管部門は輸出入主管部門とともにエネルギー輸出入政策を策定し、クリーンで良質なエネルギー及び先進的エネルギー技術の輸入を奨励し、エネルギー及び高エネルギー消費製品の輸出に対する管理監督を強化する。

第18条 [エネルギーの統計及び予測警報]

各級人民政府の統計主管部門はエネルギー主管部門とともにエネルギー統計システムを構築及び整備し、法に依りエネルギー統計情報を発表する。

各級人民政府のエネルギー主管部門はエネルギー予測警報メカニズムを構築しなければならない。

第19条 [エネルギーの基準化管理]

国務院の基準化主管部門はエネルギー主管部門とともに主要なエネルギー製品、高エネルギー消費製品及び設備等に関する国家基準を制定する。法律及び行政法規に別途規定がある場合はその規定に従う。

第三章 エネルギー戦略とエネルギー計画

第20条 [エネルギー戦略の位置づけと内容]

国家エネルギー戦略は国家エネルギーの持続可能な発展を計画及び指導し、エネルギーの安全供給を保障する総体的な戦略であり、エネルギー計画及びエネルギー政策策定時の基本的根拠となる。

国家エネルギー戦略は国家エネルギー発展戦略の考え方・戦略目標・戦略的配置・戦略の重点・戦略措置等の内容を規定するものでなければならない。

第21条 [エネルギー戦略の策定根拠]

国家エネルギー戦略は基本国策・国家発展戦略・経済及び社会の発展需要及び国内外のエネルギー趨勢等に基づいて策定する。

第22条 [エネルギー戦略の作成・評価・改訂]

国家エネルギー戦略は国務院が策定、公布する。

国務院は関連部門または機構に国家エネルギー戦略の評価を委託する。

国家エネルギー戦略の戦略期間は20年から30年とし、5年ごとに評価、改訂を行うが、必要がある場合は適宜改訂することができる。

第23条 [国家エネルギー計画の意義・構成・種類]

国家エネルギー計画は国家エネルギー戦略を実施する上での段階的な行動案である。

国家エネルギー計画では、計画期間内におけるエネルギー発展のための指導理念、基本原則、発展目標及び指標、段階的な任務、産業配置、重点プロジェクト、政策措置及びその他の重要事項を規定するものとする。

国家エネルギー計画には国家エネルギー総合計画と国家エネルギー個別計画がある。

国家エネルギー個別計画には石炭・石油・天然ガス・石炭層ガス・電力・核エネルギー・新エネルギー・再生可能エネルギー等の産業発展計画及び省エネルギー・代替エネルギー・エネルギー備蓄・エネルギー科学技術・農村エネルギー等の個別計画がある。

第24条 [国家エネルギー計画の作成根拠]

国家エネルギー計画は国民経済及び社会発展計画、国家エネルギー戦略に基づいて作成し、土地利用・水資源・鉱物資源・環境保護等の関連計画との調整を図る。

第25条 [各種エネルギー計画の関連性]

国家エネルギー総合計画は各産業と各地区の発展需要を一元的に計画し、考慮したものでなければならない。

国家エネルギー個別計画は国家エネルギー総合計画と合致していなければならない。

第26条 [国家エネルギー計画の作成]

国家エネルギー計画は国務院のエネルギー主管部門が作成し、それを国務院に届け承認を受けた上で実施する。

国家エネルギー計画の計画期間は5年とする。

国家エネルギー計画は、同期国民経済及び社会発展計画の公布後1年以内に公布しなければならない。

第27条 [国家エネルギー計画の評価と改訂]

国務院は関連部門または機構に国家エネルギー計画の評価を委託する。

国務院のエネルギー主管部門は必要性または評価結果に基づき国家エネルギー計画を適宜改訂し、それを国務院に送り承認を受けた上で実施する。

第28条 [国家エネルギー計画の実施と監督]

国務院の関連部門及び地方の各級人民政府は国家エネルギー計画を実施しなければならず、国家エネルギー計画に適合していないエネルギープロジェクトについては、その承認手続きを行ってはならない。

国務院及び省級人民政府はエネルギー計画監督制度を確立し、国家エネルギー計画の実施状況を監督・検査する。

第29条 [地方のエネルギー計画]

省級人民政府は国家エネルギー計画に付随する地方のエネルギー計画を策定し、国務院のエネルギー主管部門に届け出て登録することができる。

第四章 エネルギーの開発及び加工・転換

第30条 [基本原則]

エネルギーの開発及び加工・転換は「合理的な配置、構造の最適化、高効率な節約及び環境

保護」の原則を遵守しなければならない。

国は「単位」と個人が法に依りエネルギーの開発及び加工・転換プロジェクトに投資することを奨励し、投資者の合法的權益を平等に保護する。

第31条 [エネルギー資源の所有権]

エネルギー鉱物資源・水力エネルギー資源・海洋エネルギー資源は国家所有に帰し、国務院が国を代表して所有権を行使し、国務院は関連部門または省級人民政府に授権し、具体的な所有権行使の管理業務に当たらせることができる。「単位」及び個人は有償取得の原則により、法に依り占有・使用・収益の権利を享受することができるが、国益を損なうことがあってはならない。法律に別途規定がある場合は除く。

前項で規定する国家所有のエネルギー資源については、いかなる「単位」及び個人も所有権を取得することはできない。

第32条 [エネルギー鉱物資源開発プロジェクトへの参入]

国務院のエネルギー主管部門は、国土資源主管部門とともに法に依りエネルギー鉱物資源開発プロジェクトへの参入条件及び管理弁法を制定する。

企業が石油・天然ガス・核エネルギー等の国家安全及び国民経済の生命線に関係するエネルギー鉱物資源の探査または採掘プロジェクトを申請する場合は、エネルギー鉱物資源開発プロジェクトの参入条件に適合していなければならない。国務院のエネルギー主管部門の承認を得た上で国務院の国土資源主管部門に対し探査または採掘許可証を申請しなければならない。

企業が石炭資源の探査または採掘プロジェクトを申請する場合は、エネルギー鉱物資源開発プロジェクトの参入条件に適合していなければならない。国務院のエネルギー主管部門またはそれが授権している省級人民政府のエネルギー主管部門の承認を得た上で、国務院の国土資源主管部門またはそれが授権している省級人民政府の国土資源主管部門に対し探査または採掘許可証を申請しなければならない。

企業がエネルギー資源の探査権と採掘権を譲渡する場合は、元のプロジェクト審査承認部門の承認を経なければならない。

第33条 [再生可能エネルギー資源開発プロジェクトへの参入]

国務院のエネルギー主管部門は関連部門とともに国家エネルギー戦略、国家エネルギー計画及び政策に基づき、法に依り再生可能エネルギー資源開発プロジェクトへの参入条件及び管理弁法を制定する。

企業が水力エネルギー・海洋エネルギー資源開発プロジェクトを申請する場合は、再生可能エネルギー資源開発プロジェクトへの参入条件に適合していなければならない。国務院のエネルギー主管部門またはそれが授権している省級人民政府のエネルギー主管部門がエネルギー開発権を授与する。

風力エネルギー・太陽エネルギー・バイオマスエネルギー資源の開発が一定規模に達しているプロジェクトは、省級人民政府のエネルギー主管部門が承認し、国務院のエネルギー主管部門に届け出て登録する。

水力エネルギー・海洋エネルギーの開発企業がエネルギー開発権を譲渡するか、または実質的統制者を変更する場合は、元のプロジェクト審査承認部門の承認を経なければならない。

第34条 [エネルギー資源の合理的な採掘]

国務院のエネルギー主管部門は関連の資源管理部門とともにエネルギー資源開発活動に対して監視管理を行い、エネルギー資源の開発利用率を高める。

第35条 [エネルギーの総合的かつ高効率な開発利用]

国はエネルギーの総合的かつ高効率な開発利用を奨励し、石炭を原料とする燃料・電力・化学工業製品の併産を支援し、熱・電気・冷気の併産や熱・電気・ガスの併産供給等の総合的かつ階段式の利用を奨励し、その土地に適した分散型エネルギーを発展させる。

第36条 [クリーンエネルギーの開発]

国は生態環境の保護を前提に、水力発電・核エネルギー・天然ガス・石炭層ガス・風力発電・バイオマスエネルギー・太陽エネルギー・地熱エネルギー・海洋エネルギー等のクリーンかつ低炭素エネルギーを発展させ、クリーンエネルギーのエネルギー構造中における比率を引き上げるように奨励する。

第37条 [代替エネルギーの開発]

国は新エネルギーを伝統的エネルギーの代替とし、再生可能エネルギーを化石エネルギーの代替とし、低炭素エネルギーを高炭素エネルギーの代替とすることを奨励する。

国は優先的に石油の代替となる新型燃料及び工業原料を開発、応用する。

第38条 [民生用核エネルギーの開発利用及び工場用地の保護]

民生用核エネルギー開発利用プロジェクトは国務院が承認する。

民生用核エネルギー開発利用工場用地は、国務院のエネルギー主管部門が関連部門とともに関連の法律法規及びエネルギー計画により確定し、所在地の人民政府は管理と保護を強化し、破壊と強奪的な占拠を厳禁する。具体的な方法は国務院のエネルギー主管部門が関連部門とともに定める。

第39条 [エネルギー基地の建設]

国はエネルギー資源が豊富で、大規模開発の条件があり、国のエネルギー配置上戦略的機能を有する地域にエネルギー基地を建設する。

エネルギー基地の建設は国家エネルギー計画に組み入れる。各級人民政府は措置を講じてエネルギー基地の建設を支援しなければならない。

エネルギー基地建設のための管理弁法は国務院が制定する。

第40条 [エネルギー加工転換プロジェクトへの参入]

国務院のエネルギー主管部門は関連部門とともに国家エネルギー戦略、国家エネルギー計画及び政策に基づき、法に依るエネルギー加工・転換プロジェクトへの参入条件及び管理弁法を制定する。

企業がエネルギー加工・転換プロジェクトに従事する場合は、エネルギー加工・転換プロジェクトへの参入条件に合致していなければならない。国務院のエネルギー主管部門と省級人民政府のエネルギー主管部門またはそれが授権している部門が関連規定に基づき審査承認するか、または登録する。

第41条 [企業の安全・環境保護義務]

エネルギーの開発企業及び加工・転換企業は関連の法律法規に従い、節約生産・クリーン生

産・安全生産を堅持し、資源消費を削減し、汚染を抑制及び防除し、生態環境を保護しなければならない。

エネルギーの開発企業及び加工・転換企業は、法で定める安全生産及び環境保護のための条件を具備していなければならない。エネルギー建設プロジェクトの安全及び環境保護施設は、主体工事と同時に設計・施工・使用開始しなければならない。

第42条 [生態環境の補償]

国はエネルギー生態環境補償メカニズムを構築する。エネルギーの開発及び加工・転換プロジェクト所在地の人民政府は、汚染処理及び生態復旧計画を策定しなければならない。エネルギーの開発及び加工・転換企業は、汚染処理及び生態保護の責任を負わなければならない。

第43条 [核廃棄物の処理]

国は閉鎖系核燃料サイクル政策を実施する。

民生用核エネルギーの生産及び科学研究等の「単位」は、それが産出する核廃棄物処理の責任主体である。

第五章 エネルギーの供給及びサービス

第44条 [エネルギー供給の原則]

各級人民政府は措置を講じてエネルギーインフラ施設及び輸送システムの建設を促進し、多元的な供給ルートを設け、エネルギー供給のバランスを強化し、エネルギーの継続的で安定的、安全かつ秩序ある供給を保障しなければならない。

第45条 [エネルギー供給の市場主体]

国は各種所有制主体が法に依りエネルギー供給業務に従事することを奨励し、エネルギー供給市場の公平で秩序ある供給を促進し、エネルギー供給サービスの質と効率を向上させる。

第46条 [エネルギー供給業務への参入]

公共利益及び国家の安全に関連するエネルギーの卸売り・小売・輸出入等の供給業務には許可制を実施する。

エネルギー供給業務への参入条件及び管理弁法は、国务院のエネルギー主管部門が関連部門とともに制定する。

第47条 [地域を跨ぐエネルギーインフラの建設]

国务院のエネルギー主管部門は関連部門とともに省・自治区・直轄市を跨ぐ電力・石油・天然ガスパイプラインネットワーク等のエネルギー重要インフラの建設を一元的に計画する。所在地の人民政府は計画に基づきエネルギーインフラ建設用地を確保し、かつそれを土地利用計画に組み入れなければならない。

第48条 [エネルギーパイプラインネットワークの開放]

エネルギーパイプラインネットワークは資格のあるエネルギーユーザー及び取引主体に対して開放し、エネルギーパイプラインネットワークを管理する企業は、法に依り公平で差別の無い接続及び輸送サービスを提供しなければならない。

エネルギーパイプラインネットワークに接続する施設は、国または業界の関連技術基準に適

合していなければならない。

第49条 [エネルギーインフラの保護]

国はエネルギーインフラを保護し、社会の公共安全を守り、いかなる窃盗・強奪・破壊・違法占有行為も禁止する。

各級人民政府は所轄区域内のエネルギーインフラの安全を保護しなければならない。

第50条 [エネルギーの普遍的サービス]

民生用のガス・熱力・電力等の供給業務に従事する企業は、法に依り普遍的サービス義務を履行し、公民が差別のない合理的な価格の基本的なエネルギー供給が受けられるように保障し、エネルギー主管部門と関連部門及び社会公衆の監督を受けなければならない。

国はエネルギーの普遍的サービス補償メカニズムを構築し、普遍的サービスを担うことで欠損を出した企業については、合理的な補償または優遇政策を与えなければならない。具体的な方法は国務院が定める。

第51条 [休業・廃業の審査承認]

エネルギーの普遍的サービス義務を負うエネルギー企業が休業・廃業するか、または義務を履行できない場合は、元の業務参入審査承認機構の審査承認を受けるか、または登録しなければならない。具体的な管理弁法は国務院のエネルギー主管部門が制定する。

第52条 [エネルギーユーザーの義務]

エネルギーユーザーはエネルギーを安全、節約、有効に使用しなければならない。

エネルギーユーザーは法に依りエネルギー供給企業の供給サービスに協力し、関連の技術管理規範を遵守し、国の関連規定と当事者の約定に従い、相応の費用を支払って正常なエネルギー供給秩序を守らなければならない。

第53条 [エネルギー自然寡占の監督]

国務院のエネルギー主管部門は関連部門とともに自然寡占の特徴を呈する電力・石油・ガス等のエネルギーパイプラインネットワークの公平な開放、サービスの普遍化、消費者権益の保護等につき専門的な監視管理を実施する。具体的な方法は国務院が定める。

第六章 エネルギーの節約

第54条 [節約優先戦略の実施]

各級人民政府はエネルギーの節約を経済及び社会発展の優先目標とし、省エネ政策を策定及び実施し、省エネ市場を育成し、社会全体の省エネを促進しなければならない。

各級人民政府及びエネルギー使用「単位」は、省エネに関する奨励及び拘束メカニズムを構築し、省エネ賞罰制度を実施する。

第55条 [産業構造を最適化することによる省エネ]

各級人民政府は経済構造の最適化と産業のバージョンアップを促進し、優先的にエネルギー消費量が低く付加価値の高い産業を発展させ、経済社会の節約による発展を促進しなければならない。

第56条 [産業構造を最適化することによる省エネ]

各級人民政府は対策を講じて省エネルギー型の生産・生活・消費方式を促進し、エネルギー消費構造を改善し、末端のエネルギー効率を向上させなければならない。

エネルギー使用「単位」と個人はエネルギーを節約、適度、科学的に使用し、高効率エネルギー及び省エネ製品を優先的に使用しなければならない。

第57条 [技術による省エネ]

各級人民政府はエネルギー節約のための技術支援システムを構築し、エネルギーの節約及び循環利用技術のブレークスルーと工業化を強化しなければならない。

エネルギー使用「単位」は省エネ技術の進歩を促進し、省エネ関連の新技术・新プロセス・新設備・新材料を利用して資源の総合利用を強化し、エネルギーの節約利用水準を高めなければならない。

第58条 [管理による省エネ]

国は省エネ目標责任制及び評価審査制度を確立しなければならない。各級人民政府は省エネルギーを国民経済及び社会発展の全体計画及び各個別計画に組み入れ、科学的な省エネ指標システム・測定システム・評価審査システムを確立しなければならない。

重点エネルギー使用「単位」は省エネ管理を強化し、省エネ機構を設立して省エネ専門部署を設置し、省エネ目標及び各級機構の省エネ責任を明確にしなければならない。

第59条 [重点分野の省エネ]

各級人民政府のエネルギー主管部門は、重点エネルギー使用「単位」に対する省エネ管理及び監督を強化し、法に依りエネルギー監査及び監督検査を実施し、工業・建築・交通・商業貿易分野における省エネを積極的に促進しなければならない。政府及びその他の公共機構は、省エネに関して模範的かつ指導的役割を果たさなければならない。

第60条 [政府の省エネ保障措置]

国務院と省級人民政府のエネルギー主管部門及び関連部門は、省エネ管理制度を刷新し、省エネ基準を制定し、固定資産投資プロジェクトの省エネ評価及び審査制度、合理的なエネルギー使用及び監督検査制度、省エネ製品の認証及び普及制度、高エネルギー消費製品製造への参入及び撤退制度を整備しなければならない。

国務院及び省級人民政府のエネルギー主管部門は、関連部門とともに総合的に各種経済的手段を運用してエネルギーの節約及び有効利用を促進しなければならない。

第61条 [省エネに関する市場メカニズム]

各級人民政府は省エネに関する市場メカニズムを構築及び整備し、省エネ関連のコンサルティング及びサービスシステムを育成し、エネルギー効率の表示、コントラクト・エネルギー・マネジメント (CEM)、自主協定及び需要側管理 (DSM) 等の措置を促進しなければならない。

第七章 エネルギーの備蓄

第62条 [エネルギーの備蓄管理]

国はエネルギー備蓄制度を確立し、エネルギー備蓄及び管理を規範化し、エネルギーの緊急対応能力を高め、エネルギーの安全供給を保障する。

国務院のエネルギー主管部門は関連部門とともにエネルギー備蓄の管理業務を担当する。

第63条 [エネルギー備蓄の分類及び管理弁法]

エネルギー備蓄にはエネルギー製品の備蓄及びエネルギー資源の備蓄がある。エネルギー製品の備蓄には石油・天然ガス・天然ウラン製品が含まれる。エネルギー資源には石油・天然ガス・天然ウラン・特殊/希少石炭種等の資源が含まれる。具体的な管理弁法は国務院が制定する。

第64条 [エネルギー製品の備蓄]

国によるエネルギー製品の備蓄は、政府備蓄と企業の義務備蓄に分類される。

備蓄義務を負う企業は国が規定する備蓄量を満たし、規定どおりに備蓄データを報告し、エネルギー主管部門の監督検査を受ける義務を有する。企業の義務備蓄には企業が生産運営する正常な回転在庫は含まれない。

政府備蓄は国が出資し、企業の義務備蓄はエネルギー企業が出資する。

第65条 [石油備蓄の建設及び管理]

石油の政府備蓄は国務院のエネルギー主管部門が責任をもって建設及び管理する。

石油の企業による義務備蓄は原油の輸入・加工、販売経営及び製品原油の輸入と卸売りに従事する企業が行わなければならない。

国務院のエネルギー主管部門は石油備蓄に対する監督検査制度を確立し、政府備蓄及び企業義務備蓄の建設・保管・交換等の状況に対し監督管理を行う。

第66条 [エネルギー資源の備蓄]

国によるエネルギー資源の備蓄は、国務院のエネルギー主管部門が国土資源主管部門とともに国家エネルギー戦略上の必要に基づき、エネルギー鉱物計画鉱区・大型装備鉱区・エネルギー基地内の資源備蓄量から確定する。

すでに鉱山探査権及び鉱山採掘権が設定されているエネルギー資源をエネルギー資源備蓄の対象とする場合、国は鉱山探査権及び鉱山採掘権所有者に対し合理的な補償を行う。

第67条 [国家エネルギー備蓄の動員]

国によるエネルギー製品の備蓄を動員する必要がある場合は、国務院のエネルギー主管部門が同財政主管部門とともに動員を提案し、国務院の承認を得た上で使用する。

国によるエネルギー資源の備蓄を動員する場合は、国務院エネルギー主管部門が国土資源主管部門とともに動員案を提出し、国務院の承認を受けた上で実施する。

第68条 [地方エネルギー製品の備蓄]

省級人民政府は必要に応じて自地区にエネルギー製品の政府備蓄を設けることができる。

第八章 エネルギーの緊急事態

第69条 [緊急事態の範囲及び段階]

国はエネルギー緊急事態制度を確立し、エネルギー供給の著しい不足、供給の中断、価格の甚だしい変動及びその他のエネルギー緊急事態が発生した場合、基本的なエネルギーの供給及び消費秩序を守り、経済の安定運営を保障しなければならない。

第70条 [緊急対策予備案]

国務院のエネルギー主管部門は、国家エネルギー緊急対策総予備案及び主要エネルギー品目個別対策予備案を策定し、国務院に届けて承認を受けなければならない。

県級以上の地方人民政府は国家エネルギー緊急対策予備案に基づき自行政区のエネルギー緊急対策予備案を策定し、省級人民政府に届けて承認を受けなければならない。

エネルギー企業及び重点エネルギー使用「単位」は、相応のエネルギー緊急対策予備案を策定しなければならない。

エネルギー緊急時対応能力関連の取り組みは、エネルギー緊急対策予備案に組み入れなければならない。

第71条 [緊急事態の等級]

エネルギー緊急事態については等級による管理を実施し、実際または合理的な予測が可能な制御性、事態の程度、影響範囲及び持続時間により特別重大・重大・比較的重大・普通の4等級に分ける。具体的な等級基準及び相応の警告等級については、国務院または国務院が指定する部門が定める。

第72条 [緊急事態の認定]

特別重大級のエネルギー緊急事態及び相応の警告は国務院が認定する。重大級については国務院のエネルギー主管部門が関連部門とともに認定し、国務院に届けて承認を受ける。比較的重大級については省級人民政府が認定し、国務院のエネルギー主管部門に届けて登録する。普通級については県級以上の地方人民政府が認定し、省級地方人民政府に届けて承認を受ける。法律に別途規定がある場合はその規定に従う。

第73条 [緊急処理の原則]

エネルギー緊急事態の処理においては「一元的指導、等級別責任、分類の実施、共同・協力」という原則を実施する。エネルギー緊急事態が認定・承認された場合は、関連人民政府は速やかにエネルギー緊急対策予備案を発動し、緊急措置を講じなければならない。

第74条 [緊急措置の授權条件及び拘束]

エネルギー緊急時は、各級人民政府はエネルギーの供給秩序を守り、公共利益面の需要を保護し、「必要・合理的・適度」の原則によりエネルギーの生産・運輸、供給の緊急調整、備蓄の動員、価格干渉及び法律で規定するその他の緊急措置を講じなければならない。

エネルギー緊急措置を実施する場合は、社会に向けて公告しなければならない。緊急事態の脅威または危害が抑制されたか、または取り除かれた場合は、エネルギー緊急措置を速やかに中止するか、または取り消し、それを社会に向けて公告しなければならない。

第75条 [緊急時保障の重点]

各級人民政府はエネルギー緊急措置を講じると同時に、基本的なエネルギー供給の手順を確定し、重要な国家機関・国防施設・緊急指揮機構・交通通信の中枢・救急医療等の重要部門の機能を維持し、必要な国民生活及び生産用エネルギーを保障する。

第76条 [緊急事態主体の責任及び義務]

いかなる「単位」及び個人もエネルギー緊急対策予備案及び政府のエネルギー緊急指令に従い、相応の緊急任務を負わなければならない。

第77条 [緊急事態の善後処理]

関連する人民政府はエネルギー緊急事態によって法に依り収用した物資・設備・施設を速やかに返却すると同時に、損耗・消耗した部分については補償する。エネルギー緊急任務を負う「単位」及び個人に対しては、適宜褒賞または補償を与えることができる。

各級人民政府がエネルギー緊急事態を処理する際に発生した合理的な費用については、本級政府が国の関連規定に基づき責任をもって解決する。

第九章 農村エネルギー

第78条 [農村エネルギーの発展原則]

国は「統一的な計画、その土地に合った対策、過剰エネルギーの相互補填、資源の節約、総合利用、環境保護」という原則に基づき、農村エネルギーの発展を奨励及び支援し、社会主義新農村の建設を促し、都市と農村の調和のとれた発展を促進する。

第79条 [農村エネルギー計画の実施]

国務院のエネルギー主管部門は関連部門とともに責任をもって農村エネルギー業務を管理し、国の農村エネルギー計画を統一的に組織及び実施する。

県級以上の地方人民政府は、農村エネルギーを本級国民経済及び社会の発展計画に組み入れ、農村エネルギーの発展と土地利用及び交通・水利・通信等のインフラ建設の関係を統一的に処理する。

第80条 [優遇政策]

各級人民政府は財政・税制、金融・価格等の優遇政策を策定し、「単位」及び個人が農村エネルギーへの投資を増やすように助成、指導及び奨励する。

第81条 [農村エネルギーの保障]

国は都市・農村のエネルギーインフラ建設を一元的に計画し、都市のエネルギーインフラ及び公共サービスの農村への波及を促進し、様々な形式のエネルギー開発を奨励し、農村の商品エネルギー供給力を高め、農村エネルギーの正常な供給を保障する。

農村地区のエネルギー供給に不足が生じた場合、各級人民政府は措置を講じて優先的に農民の生活及び農業生産に基本的に使用されるエネルギーを保障しなければならない。

第82条 [農村エネルギー消費構造の最適化]

各級人民政府及び関連部門は農村資源の優位性を発揮し、その土地に合った小型水力発電・バイオマスエネルギー・風力エネルギー・太陽エネルギー等の新エネルギーと再生可能エネルギーの利用を促進し、徐々に農村の電化水準を高め、農村における良質かつクリーンなエネルギー使用の比重を高める。

第83条 [辺境農村電力の支援]

国は少数民族地区・辺境地区・貧困地区の農村電力建設を重点的に支援する。電力供給企業は措置を講じて農村における電力網のカバー率を高める。

電力網の延長による電気供給が不経済な地区については、国は非系統連係型発電等の分散型エネルギーステーション及び関連の電気供給システムの建設を奨励及び支援する。

第84条 [農村バイオマスエネルギーの発展]

国は生態環境の保護を前提に、荒れた山や丘陵、海岸、塩・アルカリ土壌等の食糧作物の作付けに適さない土地にエネルギー作物を植えて合理的な土地利用を奨励し、基本農地を占有してバイオマスエネルギー産業を発展させることを禁止する。

第85条 [農村の省エネルギー]

各級人民政府は資金・技術・サービスを提供して、農村のエネルギー生産及び生活用エネルギーの効率を高め、エネルギーの使用を節約しなければならない。

第86条 [農村エネルギー技術の普及とサービス]

各級人民政府は農村エネルギー技術の普及を農業技術普及システムの中に組み入れ、農村エネルギー技術のサービスネットワークを構築し、農村エネルギーの技術指導及びトレーニング等の公益的サービスを強化する。

第十章 エネルギー価格と財税

第87条 [価格形成メカニズム]

国は「エネルギー市場の需給関係、資源の希少性、環境損害コストを反映するのに有利である」という原則に基づき、市場調整と政府調整を結合させつつ、市場調整に主導させるエネルギー価格メカニズムを構築する。

第88条 [市場調整価格]

市場競争の条件を備えたエネルギー製品価格及びサービス価格については、市場調整価格を実施する。

第89条 [自然寡占及び重要エネルギーの価格]

自然寡占経営を行うエネルギーパイプラインネットワークの輸送価格及び公共利益に関わる重要エネルギー製品価格とサービス価格については、政府が価格を決めるか、または政府が価格を指導し、徐々にコスト削減、効率の向上、資源の節約、環境損害の減少に有利な価格管制制度を進めていく。

第90条 [価格の奨励及び規制政策]

国が発展を奨励している風力エネルギー・太陽エネルギー・バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーと新エネルギーについては、法に依り奨励型の価格政策を実施する。

国が発展を制限している高エネルギー消費及び高汚染の企業・製品・サービスについては、法に依り規制型のエネルギー価格政策を実施する。

第91条 [エネルギー財税政策の基本原則]

国は国家エネルギー戦略及び計画上の必要に基づき、公共財政の要求及び財力に合わせ、財政・税制の奨励及び拘束的政策を総合的に運用してエネルギーの合理的な開発利用を促進する。

第92条 [エネルギー支出予算]

国は中央財政及び省級地方財政のエネルギー支出予算制度を確立する。条件を備えている省級以下の地方財政は、エネルギー支出予算制度を確立し、その土地に合わせて自地域のエネルギー支出予算資金を手配することができる。

第93条 [エネルギー発展専用資金]

国はエネルギー戦略とエネルギー計画上の要求及びエネルギーを発展させる上での必要に基づき省エネルギー、新エネルギーと再生可能エネルギー、農村エネルギー等のエネルギー発展専用資金を設ける。具体的な方法は国務院の財政主管部門がエネルギー等の関連部門とともに定める。

第94条 [エネルギー分野への政府投資]

エネルギー分野への政府投資は以下の事項に用いる。

- (1) エネルギー鉱区の生態環境の保護及び改善。
- (2) 農村及び辺境地区のエネルギー事業の発展。
- (3) エネルギーの科学技術研究と開発及びハイテク技術の産業化。
- (4) 省エネと新エネルギー及び再生可能エネルギーの発展。
- (5) 代替エネルギーの開発と利用。
- (6) 法律で規定しているか、または国務院が規定しているその他の事項。

第95条 [省エネ政府調達]

国はエネルギーの節約に有利な政府調達を実行する。

政府調達関連の法律法規に基づき、購入者が財政的資金を使用して政府調達を行う場合は、優先的に新エネルギーと再生可能エネルギー及び省エネ関連の製品とサービスを購入しなければならない。

第96条 [エネルギー税制の奨励]

国は税制政策を運用して新エネルギーと再生可能エネルギーの開発利用を奨励し、エネルギーのクリーン利用と代替エネルギーの発展、省エネ製品と省エネ設備の生産と技術の普及を支援し、良質なエネルギー製品及びエネルギーの開発利用に必須な先進設備及び技術の輸入を奨励する。

第97条 [エネルギー税制による規制]

国は輸出及び生産が制限されているエネルギー製品、高エネルギー消費製品及びエネルギー技術については、法に依り関連の税制的な規制政策を実行する。

第98条 [エネルギー資源関連の税金・費用]

国はエネルギー資源税金・費用システムを確立及び整備し、国のエネルギー資源所有者としての収益を保障し、エネルギー資源の合理的な開発と持続可能な利用を促進する。

エネルギー資源関連の税金・費用収入は「中央と地方の利益に配慮する」を原則として合理的に分配する。

第99条 [エネルギー消費税]

国は消費税のエネルギー分野における適用範囲を拡大し、合理的に税率を確定し、エネルギー製品の消費を調整及び指導し、エネルギーの節約を促進する。

第100条 [財税政策の適用]

国務院のエネルギー主管部門は財税等の関連部門とともに国家エネルギー発展奨励類・制限類・禁止類の目録を作成する。

国務院の財政主管部門は、前項でいう目録に記載されているエネルギープロジェクトについては、相応の財税優遇政策または規制政策をとる。

第十一章 エネルギー科学技術

第101条 [エネルギー科学技術の発展方針]

国は積極的にエネルギー科学技術の自主革新を促進し、科学技術の進歩により国家エネルギー戦略の実施を保障する。

エネルギー科学技術の発展はエネルギー効率の向上、エネルギーの節約、エネルギー構造の最適化、エネルギーの供給及び安全輸送能力の強化、環境の保護にとって有利でなければならない。

国は措置を講じてエネルギー企業の総合的な技術力を高め、エネルギー企業のエネルギー科学技術の自主革新を奨励する。

第102条 [エネルギー科学技術への投入]

各級人民政府は企業のエネルギー科学技術への投入を奨励する財税・価格・金融政策を策定及び整備しなければならない。

各級人民政府及び企業は、徐々にエネルギー科学技術への資金投入を増やしていかなければならない。国家財政からの投入は主にエネルギー分野の基礎研究、先端技術の研究、社会公益性技術の研究及び重点技術、汎用技術等の研究、開発及びモデル事業に用いる。

第103条 [エネルギー科学技術発展メカニズム]

国は積極的に政府が主導し、エネルギー企業が主体となり、市場が方向付けを行い、産業界・教育機関・研究機関が協力し合うエネルギー科学技術革新システムを構築する。

国務院のエネルギー主管部門は科学技術主管部門とともに関連の部門及び企業を組織し、国家レベルのエネルギー実験室、国家エネルギープロジェクトセンター及び企業技術センターを設立及び整備し、重大なエネルギープロジェクト及びエネルギー科研プロジェクトにより、集中的にエネルギー分野における重大科学技術ブレイクスルー活動を展開する。

第104条 [エネルギー科学技術の重点分野]

国はエネルギー資源の探査開発技術、エネルギーの加工・転換及び輸送技術、エネルギーのクリーンかつ総合的な利用技術、省エネ排出削減技術及びエネルギーの安全生産技術等の革新的研究及び開発応用を奨励及び支援する。

第105条 [エネルギー科学技術成果の応用推進]

国は措置を講じてエネルギー科学技術自主革新成果の産業化モデル事業及びその応用を促進し、エネルギー科学技術の自主革新製品及びプロセス技術の基準の制定を支援する。

第106条 [エネルギー科学技術の奨励]

各級人民政府及びその関連部門は、エネルギー分野におけるオリジナルイノベーション、インテグレーションイノベーション及び優れた成果を導入・消化・吸収・リイノベーションしている「単位」及び科学技術者を顕彰及び奨励しなければならない。

第107条 [エネルギー教育及び人材育成]

国はエネルギー教育を国民教育体系に組み入れ、科学研究機関・教育機関・企業が協力してエネルギー科学技術人材を育成することを奨励し、農村の実用型エネルギー科学技術人材の育

成を支援する。

第108条 [エネルギー科学技術の普及]

各級人民政府及びエネルギー・科学技術等の関連部門は、積極的にエネルギーの科学普及活動を展開し、社会の仲介組織及び関連の「単位」と個人がエネルギー科学技術コンサルティング及びサービスに従事することを支援し、全国民のエネルギー科学技術知識及び科学的なエネルギー利用水準を向上させなければならない。

第十二章 エネルギーの国際協力

第109条 [国際協力の方針及び方法]

国は国際条約の締結、国際組織への参加、エネルギー政策の調整、エネルギー情報の交流等の方法を通じてエネルギー資源の相互利益に基づく協力を展開する。

国は内外連動、相互利益、安全かつ高効率な開放型エネルギーシステムを構築及び整備する。

第110条 [海外におけるエネルギー協力]

国は海外エネルギー投資及び海外協力によるイノベーションを奨励し、海外エネルギー協力に関する管理・調整メカニズムを構築し、国務院のエネルギー主管部門が関連部門とともに統一的に海外エネルギー協力関連の事務を調整する。

国は海外でエネルギーの開発利用に従事する中国公民・法人・その他の組織の合法的権益及び中国公民の人身及び財産の安全を保護する。

国は措置を講じて中国公民・法人・その他の組織の海外エネルギー投資プロジェクトが被る国有化・収用・戦争・内乱・政府の違約・外貨兌換制限等の政治リスクに有効に対応する。

第111条 [国内のエネルギー協力]

国は法に依り外国公民・法人・その他の組織が中国国内でエネルギー開発利用に従事する際の合法的権益を保護する。

外国の公民・法人・その他の組織が中国国内でエネルギーの開発利用に従事する場合は、中国の関連法律法規を遵守しなければならない。

国務院の関連部門は、エネルギーの発展に関わる外商投資産業指導目録及び関連政策を策定しなければならない。

第112条 [エネルギー貿易の協力]

国はエネルギー分野における二国間・多国間貿易を強化し、総合的な措置を講じて国際エネルギー市場リスクを防止し、それに対応する。

国務院の対外貿易主管部門、エネルギー主管部門及びその他の関連部門は措置を講じ、エネルギー製品・技術・サービスの対外貿易を促進する。

国務院の関連部門は対外エネルギー貿易監視管理メカニズムを構築及び整備し、対外エネルギー貿易に従事する企業及びその取引人員と取引行為を有効に監視管理する。

第113条 [エネルギー輸送の協力]

国務院のエネルギー主管部門は関連部門とともに国を跨ぐエネルギーパイプラインネットワーク、エネルギー輸送ルート及び関連施設の建設を一元的に計画し、対外的エネルギーの輸

送が安全、経済的かつ確実に行われることを保障する。

前項で規定しているエネルギーパイプラインネットワーク、エネルギー輸送ルート及び関連施設への投資・開発・建設・経営等に従事する場合は、国家エネルギー戦略及び国家エネルギー計画に適合しており、かつ国務院のエネルギー主管部門及び関連部門の管理・調整・監督を受けなければならない。

第114条 [エネルギー科学技術と教育面の協力]

国は措置を講じてエネルギー科学技術、教育及び人才育成面の国際協力を促進し、他国と共同で国内のエネルギー分野で早急に必要とされている専門的人材を養成することを奨励し、国外の先進的エネルギー科学技術の吸収・転化・自主革新能力を高める。

第115条 [エネルギー安全の協力]

国は他国及び関連国際組織とのコミュニケーション及び協調と協力を強化し、エネルギー予測、警告及び緊急時の国際協力を促進し、全世界的または地域的なエネルギー安全協調保障メカニズムの構築と整備を進める。

第十三章 監督検査

第116条 [人民代表大会の監督]

県級以上の各級人民代表大会及びその常務委員会は、本法の実施上の問題について、本級人民政府に対し特別工作報告を行うように要求し、回答要請議案を提出し、法執行検査を組織し、特定の問題に対して調査を行うことができる。

第117条 [行政監督]

県級以上の人民政府は、本法及び関連のエネルギー法に基づき下級人民政府及び同級エネルギー主管部門と関連部門の職責履行状況を監督及び検査し、エネルギー計画及びエネルギー政策の実施状況に関する評価・考査を行う。

上級エネルギー主管部門は、下級エネルギー主管部門の職責履行状況に関する監督検査を強化し、適宜本法及び関連のエネルギー法に違反する行為を是正する。

各級エネルギー主管部門は健全な内部監督制度を確立し、職員の職権行使及び職責履行の状況を監督する。

第118条 [社会監督]

いかなる「単位」及び個人もエネルギー主管部門及び関連部門の職責状況に関する意見及び提案を提出することができ、エネルギー主管部門及び関連部門は重要な行政事項または公共利益に関わる意見と提案については適宜回答を行う。

いかなる「単位」及び個人も本法及び関連のエネルギー法に違反する行為に対し検挙・摘発・告訴することができる。関連部門は検挙・摘発・告訴を受けた場合は適宜処理しなければならない。

第119条 [文書・資料の入手]

エネルギー主管部門は法定職責を履行するために、エネルギー企業とエネルギー使用「単位」に対し規定通りに財務諸表・統計諸表・監査報告書等の文書・資料を送付するように要求する

権利を有する。

前項で規定している文書・資料の中で国家機密と商業機密に関わる内容については、エネルギー主管部門は必要な守秘措置を講じなければならない。

第120条 [現場検査]

エネルギー主管部門は法定職責を履行するために、エネルギー企業とエネルギー使用「単位」の生産経営場所に立ち入り現場検査を行い、検査事項と関連のある文書と資料を閲覧・コピーすることができる。移転、隠匿または廃棄の恐れがあるものについては封をして保管する。

監督検査員が現場検査を行う場合は、証明書を提示し、法定手続きに合致していなければならない。被検査「単位」は検査に協力し、事実の通りに状況を伝え、必要な文書・資料を提供しなければならない。監督検査員は被検査「単位」のために技術機密及び業務機密を保持しなければならない。

第121条 [強制措置]

エネルギー主管部門が監督検査中に、エネルギー企業とエネルギー使用「単位」が、国が明確に淘汰を命じている製品、技術または設備を違法に使用しているのが認められた場合は、それを封印、差し押さえすることができる。エネルギー企業とエネルギー使用「単位」に資金の移転、隠匿または財物の処分の疑いがあることが認められた場合は、人民法院に凍結を申し立てることができる。

第122条 [高エネルギー消費企業の情報の強制公開]

エネルギー主管部門は、関連のエネルギー政策及び技術経済基準により、重点高エネルギー消費企業リストを発表し、エネルギーの使用状況を報告し、かつ社会に公布するように要求しなければならない。法律に別途規定がある場合は除く。

第123条 [重点エネルギー企業の監視管理]

国家安全及び国民経済の生命線に関わるエネルギー分野においてエネルギーの開発利用に従事する企業は、相応の公共責任を負わなければならない、寡占または支配的地位を乱用して国益及び公共利益に損害を与えてはならない。

国务院のエネルギー主管部門及び関連部門は、前項でいう企業の経営活動に対し法に依り監督及び調整を行う。

第十四章 法律責任

第124条 [政府の責任：行政責任]

エネルギー管理関連の行政機関及びその職員が本法の規定に違反し、以下の状況のいずれか一つがある場合は、その上級行政機関または監察機関が是正を命じる。情状が深刻な場合は、直接責任を負う主管人員及びその他の責任者を法に依り処分する。

- (1) 法律通りにエネルギー戦略及びエネルギー計画を作成・評価・実施しない。
- (2) 法律通りにエネルギー統計情報を公表しない。
- (3) 法定条件に適合していないエネルギープロジェクトを参入させた。
- (4) エネルギー備蓄の管理職責を履行しない。

- (5) エネルギー緊急対策予備案を策定しない。
- (6) 省エネ業務責任制が確立されていない。
- (7) 法律通りにエネルギー監督検査の職責を履行しない。
- (8) 法律で規定されているその他の義務を履行しない。

第125条 [政府職員の責任：刑事責任]

行政機関の職員がエネルギー管理職責を履行する過程で職権を乱用し、職務を全うせず、私利を貪り、犯罪を構成した場合は、法に依り刑事責任を追及する。

第126条[政府の責任：国家の賠償及び補償責任]

国家機関及び国家機関の職員がエネルギー管理職責を履行する過程で違法に職権を行使し、公民・法人・その他の組織の合法的權益を侵して損害を与えた場合は、法に依り国家賠償責任を負わなければならない。

エネルギー管理機関が職責を履行する過程で、公共利益上の必要から「単位」・個人の不動産または動産を収用・徴用・処理するか、または法に依り与えられた行政許可を撤回・変更する場合は、法に依り補償を行わなければならない。

第127条 [特殊エネルギー企業の責任：パイプライン開放義務の保障]

エネルギーパイプラインネットワーク施設を経営する企業が法律規定に違反し、公平にパイプラインを開放する義務を履行しなかった場合は、エネルギー主管部門が是正を命じ、1日当たり当事者の経済損失額の2倍以上5倍以下の罰金を科す。犯罪を構成した場合は、法に依り刑事責任を追及する。

第128条 [特殊エネルギー企業の責任：普遍的サービス義務の履行]

エネルギー普遍的サービス義務を負う企業が承認を経ずに勝手に休業・廃業したか、または法定条件通りに普遍的サービス義務を履行しない場合は、エネルギー主管部門が是正を命じ、相応する営業額の2倍以上5倍以下の罰金を科す。犯罪を構成した場合は、法に依り刑事責任を追及する。

第129条 [特殊エネルギー企業の責任：違法な再編またはM&Aに対する処罰]

国家安全及び国民経済の生命線に関わるエネルギー分野においてエネルギーの開発利用に従事する企業が、本法の規定に違反して再編または資産M&Aを実施した場合は、国务院のエネルギー主管部門は是正を命じると同時に、500万元以下の罰金を科すことができる。

第130条 [一般エネルギー企業の責任：報告義務]

エネルギー企業が規定通りに報告諸表、報告書等の文書・資料を提供しない場合は、国务院のエネルギー主管部門が是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合は、10万元以上20万元以下の罰金を科す。

第131条 [一般エネルギー企業の責任：法律執行手続に協力する義務]

エネルギー企業に以下の状況のいずれか一つがある場合は、エネルギー主管部門またはその他の関連行政機関が是正を命じ、かつ10万元以上50万元以下の罰金を科す。情状が特に深刻な場合、または期限を過ぎても是正しない場合は、休業整頓を命じるか、またはその製造・経営許可証を没収することができる。犯罪を構成した場合は、法に依り刑事責任を追及する。

- (1) 行政機関が監督検査の法定職責を履行するのを妨害したか、またはそれに協力し

ない。

- (2) 行政機関が行う緊急措置を妨害したか、またはそれに協力しない。
- (3) 虚偽または重要な事実を隠匿した報告諸表・報告諸等の文書・資料を提出した。
- (4) 規定通りに情報を開示しない。
- (5) 法律・行政法規に規定されているその他の義務に違反した。

第132条 [一般エネルギー企業の責任：実体義務]

企業に以下の状況のいずれか一つがある場合は、エネルギー主管部門が是正を命じ、違法所得を没収するとともに、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を科す。違法所得が無い場合、または違法所得が50万円未満の場合は、50万元以上200万円以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、休業整顿を命じるか、またはその生産・経営許可証を没収することができる。犯罪を構成した場合は、法に依り刑事責任を追及する。

- (1) 破壊的なエネルギー資源の採掘をした。
- (2) 違法に核廃棄物を放棄した。
- (3) 承認を経ずに勝手にエネルギーの開発・加工転換・供給・サービスに従事した。
- (4) 法律の規定に違反してエネルギー製品、技術または設備を輸出入した。
- (5) 違法に基本農地を占有してバイオマスエネルギー産業を発展させた。
- (6) 法律通りにエネルギーの備蓄及び緊急義務を行わない。
- (7) エネルギー市場の競争秩序を乱した。
- (8) 法律法規で規定されているその他の義務に違反した。

第133条 [エネルギーユーザーの責任：重点エネルギー使用「単位」の責任]

重点エネルギー使用「単位」が省エネ目標を実現できなかった場合は、エネルギー主管部門が是正を命じる。情状が深刻か、または期限を過ぎても是正しない場合は、強制的にエネルギー使用指標を削減し、強制的にエネルギー監査を実施するか、または休業整顿を命じることができる。

第134条 [エネルギーユーザー責任：強制公開義務の履行]

高エネルギー消費企業が本法の規定に違反し、エネルギー主管部門に対し事実通りにエネルギー使用状況を報告せず、かつ社会に公布しなかった場合は、エネルギー主管部門が是正を命じ、かつ1万元以上5万元以下の罰金を科す。

第135条 [社会主体の責任：違法行為の処罰]

「単位」及び個人に以下の行為のいずれか一つがある場合、関連行政機関は措置を講じてその制止・取り締まりを行い、違法所得を没収すると同時に、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を科す。違法所得がないか、または違法所得が10万元以下の場合は、10万元以上30万元以下の罰金を科す。治安管理に違反した場合は法に依り治安管理处罰を科す。犯罪を構成した場合は、法に依り刑事責任を追及する。

- (1) エネルギー資源・製品またはエネルギーインフラを窃盗・強奪・破壊・違法占用した。
- (2) 国が明らかに淘汰を命じているエネルギー消費製品と技術を製造・販売・使用した。
- (3) 原子力発電所を破壊または不法占拠した。

- (4) 規定通りに事前に緊急対策予備案を策定しないか、または予防措置をとらずにエネルギー安全に潜在的リスクをもたらした。
- (5) エネルギー緊急時に、エネルギー緊急対策予備案及び政府が下達した緊急指令及び任務を執行しなかった。
- (6) 法律・法規に違反したその他の行為。

第136条 [民事責任]

「単位」及び個人が本法の規定に違反して他人の合法的権益に損害を与えた場合は、法に依り賠償責任を負わなければならない。

第137条 [民事賠償の優先]

「単位」及び個人が本法の規定に違反した場合は、民事賠償責任を負い、行政処罰の罰金と刑事処罰の罰金を納付しなければならず、その財産がそれらを一括で支払うのに足りない場合は、まず民事賠償責任を負わなければならない。

第138条 [行政救済]

当事者がエネルギー主管部門またはその他の行政機関による行政行為が、本法に違反しその合法的権益を侵害したと認められた場合は、法に依り行政再議を申請するか、または直接人民法院に行政訴訟を提起することができる。

第十五章 附則

第139条 [専門用語の法律解釈]

本法における下記の用語の定義は以下の通り。

- (1) 石油とは、原油及び製品油の総称である。
- (2) エネルギー企業とは、エネルギーの開発・加工転換・倉庫保管・輸送・配給・貿易・サービスを主要業務とする企業をいう。
- (3) 新エネルギーとは、新技术を基礎として開発利用される非通常エネルギーを指し、風力エネルギー・太陽エネルギー・海洋エネルギー・地熱エネルギー・バイオマスエネルギー・水素エネルギー・核融合エネルギー・メタンハイドレートをいう。
- (4) 再生可能エネルギーとは、風力エネルギー・太陽エネルギー・水力エネルギー・バイオマスエネルギー・地熱エネルギー・海洋エネルギー等の連続かつ再生可能な化石エネルギーをいう。
- (5) クリーンエネルギーとは、環境汚染物質及び二酸化炭素等の温暖化ガスの排出がゼロまたは排出量が少ない一次エネルギーを指し、主に天然ガス・原子力発電・水力発電及びその他の新エネルギーと再生可能エネルギーがある。
- (6) 低炭素エネルギーとは、二酸化炭素等の温暖化ガスの排出量が低いか、または排出ゼロのエネルギー製品をいい、主に核エネルギーや再生可能エネルギーがある。
- (7) 高炭素エネルギーとは、二酸化炭素等の温暖化ガスの排出量が高いエネルギー製品をいい、主に石炭・石油等の化石エネルギーがある。
- (8) 天然ウラン製品とは、核燃料の加工生産に用いる基本原料をいい、転化ウラン及び

低濃縮ウランがある。

- (9) 閉鎖系核燃料サイクルとは、核原子炉の使用済み燃料を廃棄物として直接処理せずに、後処理を行った後に回収利用するプロセスをいう。
- (10) エネルギーインフラとは、エネルギーの基礎公共サービスを保障する施設をいい、送配電網、石油天然ガス輸送パイプライン、エネルギー備蓄施設、エネルギー専用バス、液化天然ガスの受入基地、鉄道専用線等のエネルギー施設がある。
- (11) 自主協定とは、業界団体または企業が政府と自主的に契約を締結し、省エネ排出削減目標の約束をし、約束を履行した後は、政府が相応の政策的支援を行う一種の省エネメカニズムをいう。
- (12) エネルギー監査とは、資格を有するエネルギー監査機構が法律法規及び関連基準に照らし、エネルギー使用「単位」のエネルギー利用の合理性及び有効性について定量分析及び評価を行うことをいう。
- (13) コントラクト・エネルギー・マネジメント（CEM）とは、省エネサービスに従事する「単位」が使用者と契約を締結して、使用者の省エネプロジェクトの為に投資または融資を行い、使用者に対しエネルギー効率の分析、プロジェクトの設計、調達、施工等のサービスを提供するほか、プロジェクトの省エネ収益を享受する一種の省エネメカニズムをいう。
- (14) 需要側管理（DSM）とは、政府または公用事業「単位」が、奨励措置によってエネルギーユーザーがエネルギーの使用方法を変更するように導き、末端のエネルギー利用効率を引き上げ、エネルギーサービスコストの最小化を実現するエネルギー使用の管理方式をいう。
- (15) 農村エネルギーとは、農業生産、農村工商業経営及び農村住民が生活に用いるエネルギーをいう。

第140条 [法律の発効時期]